

主要事業の概要

●は19年度新規事業

1 総務費

(1) 幼児の安全ヘルメット (P. 131)

299万円

(生活安全推進課)

子どもを自転車の幼児用座席に乗せている場合に、転倒するなどして、子どもが頭部を負傷する事故が増えている。これらのケガを防止するため、幼児用自転車ヘルメットを希望する対象者に無償で配付する。あわせて防犯に関する啓発冊子を配付し、家庭における子どもの安全に対する意識の高揚を図る。

△対象者 台東区に住所を有し、平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子

△配付品 ① 幼児用自転車ヘルメット (SG規格適合)
② 防犯啓発用冊子

●(2) 区制60周年記念式典 (P. 132)

357万円

(総務課)

平成19年は、昭和22年に旧下谷区と旧浅草区との統合により、台東区が発足してから60周年の節目の年にあたる。この台東区発足60周年を記念し、10月21日に浅草公会堂で式典を実施する。

△式典予定内容 ・区政功労者表彰 ・感謝状授与など

●(3)「区制60周年記念誌」の発行 (P.134)

735万円

(広報課)

台東区発足60周年を記念して、記念誌を発行する。区の施策や事業、行事などを広く区民に知らせ、区政に対する理解を深めてもらう。

△発行時期 平成19年10月(予定)

△作成部数 3,000部

△様式 A4サイズ

208ページ程度

写真(カラー・白黒混在)800~1,000点程度

(4)区民憲章普及啓発 (P.138)

222万円

(企画課)

誰もが抱く、生活の目標や願いがこめられた台東区民憲章が、多くの区民に広く親しまれるようPRし、よりよいまちを目指した普及啓発を図る。

△事業内容 ・リーフレットの作成

・解説本の作成(小学生低学年向け・小学生高学年向け、中学生・一般向け)

(5)情報連絡体制の強化 (P.141)

6,389万円

(危機・災害対策課)

災害時、区民や防災機関等へ正確な情報が迅速に伝達・連絡できるよう、防災行政無線機器の維持・管理を行うほか、衛星携帯電話の導入や移動系防災行政無線機器の増設、固定系防災行政無

線基地局の最新機種への取替え等を実施し、情報連絡体制のさらなる強化を図る。

- △事業内容
- ・ 防災行政無線の整備、運用、保守管理等
 - ・ 衛星携帯電話導入 2台
 - ・ 移動系防災行政無線機器増設 20台
 - ・ 固定系防災行政無線基地局の取替え 1基
 - ・ 固定系防災行政無線スピーカー増設 2基

(6) 基幹系業務システム再構築 (P. 148) 2億1,556万円

(情報システム課)

現行ホストコンピュータにより運用している基幹系業務システムを再構築するとともに、システム運用保守業務を外部委託することにより、区民サービスの向上、事務処理の軽減及び経費の削減を図る。

平成18年度は、新たな基幹系業務システムの基礎となる基本設計及び詳細設計等を行った。更に、19年度から新システムの構築を行い、構築したシステムを外部の施設へ移設するとともに、システムの運用業務及び保守管理業務を委託する。

△主な業務

住民記録、外国人登録、印鑑登録、住民税、軽自動車税、
税収納、国民健康保険、国民年金、老人医療等

△構築期間 平成18年度から平成19年度

△構築内容

- ・ ハード パソコンやサーバー等を活用した分散型システム
- ・ ソフト オープン系パッケージシステム

(7) 徴収一元事務 (P. 150)

7,804万円

(収納課)

税制改正及び納税義務者数の増に対応するための各種関係書類発送事務及びインターネット公売を実施する。

2 民生費

(8) 成年後見制度利用支援 (P. 176)

50万円

(保健福祉課)

認知症や知的障害などにより本人の判断能力が不十分な区民で、親族がいない等の理由から成年後見の申立が困難な場合、区長が代わって審判請求をする。また助成制度として、必要経費を支払うことが困難な区民に対し、申立費用・後見人報酬の全部又は一部を助成する。

なお新規の助成制度として、親族がいても生活困窮のため申立費用の支払いが困難な区民で、下記の条件のすべてに該当する場合は、申立費用を助成する仕組みを創設した。

△助成対象者

- ・被申立て人が区内在住であること
- ・被申立て人及び親族が、住民税非課税世帯であること

(9) 介護サービス第三者評価受審費用助成 (P. 176) 212万円

(介護保険課)

介護保険サービスの質の向上と、利用者が主体的に介護サービスを選択するにあたり役立つ情報とするため、第三者評価を受審した区内の介護サービス提供事業者に対する助成の限度額を増

額し、第三者評価の普及を図る。

△認知症対応型共同生活介護事業

受審費用の3分の2 限度額40万円⇒60万円

△認知症対応型共同生活介護を除く6事業種

受審費用の3分の2 限度額20万円⇒30万円

(10) 北部地域簡易宿所転換助成 (P. 177) 1, 550万円

(生活援護課)

区北部地域の簡易宿所が、労働・福祉客からビジネス・観光客の誘致への転換を目的として施設の改修を行う場合、または、旅館業を廃業して住宅に建て替える場合に、一定の条件の下でその工事費用等の一部を助成することにより、浅草北部地域の環境改善と活性化を図る。

△事業内容

- ・相談員等の派遣
- ・ビジネス客・観光客等の受入に対応するための改修工事等に対する助成
- ・簡易宿所住宅転換支援

△助成対象

- ・簡易宿所改修助成
 - シャワールームの設置、女性用トイレの整備、
 - インターネットコーナーの設置等
- ・簡易宿所住宅転換支援
 - 戸建、集合、共同住宅への建て替え

(11) 高齢者自立支援用具給付等 (P. 178)

9 8 3 万円

(高齢福祉課)

歩行や排泄、入浴などに支障がある在宅の65歳以上の高齢者を対象に、自立支援用具を給付することなどにより日常生活の利便を向上させ、高齢者福祉の増進を図る。

△対象となるおもな用具

- ・シルバーカー
- ・リハビリシューズ
- ・腰掛便座
- ・防水シート
- ・シャワーチェア
- ・杖等

なお、介護保険制度改正で平成18年10月から特殊寝台の貸与を受けられなくなった高齢者について、一定条件を充たす場合には、平成18年10月から平成21年3月まで自立支援型ベッドのレンタル助成を行っている。

(12) 住宅改修給付 (P. 179)

6, 6 3 3 万円

(高齢福祉課)

身体機能の低下した高齢者の在宅生活継続を支援するため、住宅や住宅設備の改修などを行う。

△事業内容

○住宅改修予防給付（バリアフリー化）

介護保険制度の対象とならない65歳以上の高齢者が転倒予防、介護負担軽減のために住宅改修をするときに、その費用を助成する。

- 対象工事
- ・手すりの取り付け
 - ・床段差の解消
 - ・滑り止めのための床材の変更
 - ・洋式便器等への取り替え等

○住宅設備改修工事

日常生活の動作に困難がある65歳以上の高齢者が、既存の住宅設備を改修する場合に、その費用を助成する。

さらに、平成19年1月からは、既存設備の改修だけでなく、要介護度2以上で自宅に浴槽がない場合や、独力で移動可能な範囲にトイレや洗面台等がないため在宅生活の継続が困難な場合には、新設工事の費用も助成する。ただし、住宅の新築や建替えの場合については除く。

- 対象工事
- ・浴槽の取り替え及び新設工事
 - ・流し台または洗面台の取り替え及び新設工事
 - ・洋式便器等の取り替え及び新設工事

(13) 区立施設介護予防デイサービス支援 (P.180) 253万円

(高齢福祉課)

利用者の低下した生活機能の改善が図れる効果的で質の高い専門的ケアの提供を目的として、区立高齢者在宅サービスセンターが実施する介護予防デイサービスに対して歯科衛生士の派遣による指導的助言等を行うことにより、総合的な介護予防の取り組みを推進する。

(14) 地域密着型サービス施設整備助成 (P.182) 5, 500万円

(高齢福祉課)

地域密着型サービスを提供する施設の整備を行う事業者に対して、施設整備費の一部を補助する。

△主な対象施設

認知症高齢者グループホーム

小規模多機能型居宅介護拠点

(15) 心身障害者（児）ヘルパー養成 (P.187) 240万円

(障害福祉課)

心身障害者（児）の移動支援を担うガイドヘルパーの養成研修を区独自に行い、障害者の社会参加が円滑に実施できる体制の整備を行う。また、民間事業者等でガイドヘルパーの養成研修を受講したものに対して受講料の助成を行う。

△事業内容

○養成研修の対象者

視覚障害者もしくは知的障害者のガイドヘルプに従事を希望する区内在住の18歳以上の者

○研修の規模

・視覚障害者 12名×2回＝24名（予定）

・知的障害者 15名×2回＝30名（予定）

合計 54名

○受講料助成の対象者

民間で実施するガイドヘルパー研修受講者とする。

ただし、区内在住で区内をサービス提供地域にしている、

障害者居宅サービス事業所に勤務する研修受講者を優

先とする。

50名予定

(16)弱視等治療用眼鏡助成 (P.192)

48万円

(子育て支援課)

保険療養費の対象とならない治療用眼鏡の更新及び修理費用を助成する。

△対象 区内に居住する健康保険に加入する9歳未満の子ども

△内容 保険給付の対象とならない装用期間内での眼鏡の更新及び修理費用を限度額内で助成する。

△開始日 平成19年4月1日

3 衛生費

(17)地球にやさしいライフスタイル推進 (P.229)

1,044万円

(環境保全課)

環境配慮型のライフスタイルを推進するため、「省エネかわら版」を年3回発行し、家庭での省エネ・省資源の取り組みを呼びかけるとともに、省エネの取組結果の優秀な世帯をエコアップ大賞として表彰する。また、地球温暖化の防止に向けたアクションプランである「チーム・マイナス6%」のキャンペーンを実施し、区民・事業者への意識啓発を図る。

△事業内容 ・「省エネかわら版」の発行
・エコライセミナーの開催

- ・エコアップ大賞の表彰
- ・「チーム・マイナス6%」のキャンペーン実施

(18) ヒートアイランド対策推進 (P. 229)

437万円

(環境保全課)

ヒートアイランド現象等の緩和策として、屋上や壁面などの緑化推進を図るとともに、窓からの熱の侵入を防ぎ室内の温度を下げる効果がある緑のカーテンを新たに小学校2校に施工する。また、ホームページや啓発用パンフレット等で、緩和策の工法やその効果を広く紹介し、区民・事業者への普及を図る。

△事業内容

- ・屋上緑化モデルガーデン等維持管理
- ・屋上緑化等啓発用パンフレット作成
- ・緑のカーテン設置 小学校3校、特養老人ホーム1箇所

(19) カラス被害防止対策 (P. 229)

242万円

(環境保全課)

カラスは繁殖期に人が巣に近づくと、卵や幼鳥を守るため威かやくや攻撃をすることがある。民有地に営巣された場合の巣の撤去等については、これまで原則として樹木の所有者や建物管理者自らが行うこととしていたが、通行人等に対する激しい威かやくや攻撃等の被害がある場合または被害が発生する恐れのある場合には、区民からの依頼により区がその原因となっている巣の撤去、幼鳥の捕獲を行うこととし、対策の充実を図る。

(20) さわやかトイレ整備 (P. 232)

1,785万円

(土木課)

観光都市として多くの来街者を迎える台東区にとって、公共トイレは観光振興に寄与する施設であり、ホスピタリティの象徴ともいえるものである。観光都市に相応しい「清潔」で「明るく安心」で、「快適」なトイレとして整備する。

△整備場所 田原町交番裏公衆便所改修工事
厩橋際公衆便所改修工事

4 文化観光費

(21) 芸術・芸能支援育成 (P. 241)

603万円

(文化振興課)

若手芸術家や先駆的活動を行う芸術家を支援・育成するため、芸術家等から成る台東区アートアドバイザーとともに、区の文化のあり方や芸術家支援の方法の検討を進め、芸術家支援制度実施に向けて、芸術家支援モデル事業、PRイベント及び支援対象者の公募・選定を行う。

△事業内容

- ・芸術家支援モデル事業(実施時期未定)
- ・芸術家支援制度PRイベント(実施時期未定)

(22) 文化専門ホームページ (P. 242)

729万円

(文化振興課)

台東区の文化情報を広くPRするため、「文化専門ホームページ」(早稲田大学研究所との共同研究で平成18年度に開設)の

内容の充実及び外国語ページの制作を行う。また、平成18年度に東京メトロのお出かけサイト「Let's Enjoy TOKYO」上に開設した台東区ページの管理・運営を行うとともに、携帯電話版のページを作成する。

(23) 宮中雅楽 (P. 242)

4 1 8 万円

(文化振興課)

日本の伝統文化への認識と理解を深めるため、重要無形文化財である宮内庁式部職楽部による宮中雅楽の演奏を一般公開する。

(4年に1回開催)

△時期 平成20年2月(予定)

△場所 浅草公会堂

● (24) タウンアートミュージアム・東京藝術大学120周年記念事業

(P. 242)

1, 0 3 5 万円

(文化振興課)

明治20年に文部省直轄学校として東京美術学校、東京音楽学校が設置され、今年で120周年を迎える。

これを記念し、台東区と東京藝術大学が芸術を通じた地域連携を図る試みとして、地域連携をテーマに複数のアートプロジェクトを企画する。

区内全体に会場を点在させるなどして台東区をミュージアムに見立て、区の新たな魅力を創出する。

△時期 平成19年4月から平成22年3月

(3か年を予定)

△場所 区内各所および東京藝術大学

△主なプロジェクト

- ①小島アートプロジェクト（町とアート・市民講座）
- ②「サステイナブル・アートプロジェクト2007」
- ③「谷中町作り・建築プロジェクト」展
- ④国際シンポジウムおよび「伝統と現代」展
- ⑤「アトリエの末裔あるいは未来」展（旧平櫛田中邸）
- ⑥120周年記念音楽祭（旧東京音楽学校奏楽堂 ほか）

(25) 朝倉彫塑館改修 (P. 243)

3,808万円

（文化振興課）

朝倉彫塑館（国登録有形文化財）について、今後、国の名勝指定の準備を進めるとともに、改修工事に向けて各分野の専門家による「（仮称）改修工事検討委員会」を設置し、改修計画の策定や基本設計を行う。

朝倉彫塑館は、日本彫塑界の重鎮として活躍した台東区名誉区民である朝倉文夫氏の記念館。昭和10年に完成し、昭和61年台東区へ寄贈されて開館している。

(26) 上野夏まつりパレード (P. 246)

1,200万円

（観光課）

（仮称）上野広小路駐車場の建設工事により中断していた上野夏まつりパレードの再開に対して、事業補助をすることにより上野地区の観光振興及び地域の活性化を図る。

- △事業内容
- ・全国の代表的祭りを招聘し、パレードを実施
 - ・観光物産展の開催

△会場 上野中央通り、水上音楽堂他（予定）

△開催予定日 平成19年7月21日（土）

(27) 隅田川花火大会 (P. 247)

2,787万円

（観光課）

昭和53年の第1回から数えて今年で30回目となる隅田川花火大会に対して事業補助をすることにより、観光振興及び地域の活性化を図る。

△事業内容 ・花火コンクールの実施

・30回記念の花火打上げ

△会場 ・第1会場 桜橋下流～言問橋上流

・第2会場 駒形橋下流～厩橋上流

△開催予定日 平成19年7月28日（土）

5 産業経済費

● (28) 区制60周年記念産業まつり (P. 252)

2,500万円

（経営支援課）

台東区発足60周年を記念して、本区の地場産業、商店街、観光が一体となって本区の産業と観光を広くPRする。

△事業内容 ・地場産業製品の販売

・製作実演、体験

・新技術・新製品の展示・販売 など

△実施予定 平成19年9月15日～17日

△会場 都立産業貿易センター台東館4～7階

(29) 街並み環境整備 (P. 253)

1 億 3, 5 0 8 万円

(商業計画課)

商店街の街路灯、アーチ、カラー舗装及び共同施設等の設置、改修に要する経費の一部を補助する。

△補助率 1 / 2

※都の補助対象となった場合は、区と都を合わせて 2 / 3 以内

△補助限度額 任意商店会 3, 0 0 0 万円

法人商店会 5, 0 0 0 万円

※区・都それぞれの限度

△決定方法 学識経験者等で構成した審査会で、事業の必要性・効率性などを考慮し、予算の範囲内で決定する。

(30) 街並み景観整備 (P. 253)

4 億 9, 6 5 8 万円

(商業計画課)

商店会の総意で「街並み景観整備方針等」を策定し、その方針により商店街で景観協定を締結した後、その協定が区から認定された場合、協定に沿って実施する街並み景観整備事業に要する経費の一部を補助する。

△補助率 2 / 3

※都の補助対象となった場合は、区と都を合わせて 5 / 6 以内

△補助限度額 任意商店会 4, 5 0 0 万円

法人商店会 7, 5 0 0 万円

※都の補助対象となった場合は、

任意商店会 都 3, 0 0 0 万円、区 4, 5 0 0 万円

法人商店会 都 5, 0 0 0 万円、区 7, 5 0 0 万円

△補助対象期間 5年間(平成17～21年度)

△決定方法 学識経験者等で構成した審査会で、事業の必要性・効率性などを考慮し、予算の範囲内で決定する。

●(31)江戸下町伝統工芸館10周年記念 (P.255) 490万円

(経営支援課)

開館10周年を迎えるにあたり、伝統工芸品の保存、普及、販路拡大、後継者育成を図るなど、台東区の伝統工芸産業を区内外にPRする。

△事業内容

- ・伝統工芸職人による実演
- ・手づくり教室
- ・伝統工芸品の企画展、特別展
- ・記念アトラクション(詳細未定)

△実施予定時期 平成19年7月

6 土木費

(32)谷中地区まちづくり (P.278) 1億954万円

(地区整備課)

谷中地区は、江戸時代からの寺町として歴史的空間が残る貴重かつ特徴的な地区である。また老朽住宅等も密集し、道路等の基盤整備が遅れている地区でもある。そこで、地区の防災性の向上や交通環境の改善を図り、また歴史的な財産や景観資源を生かした魅力あるまちづくりを推進する。

平成19年度は、歴史的沿道の保全、景観、また避難道路の確

保のため、(仮称)茶屋町通り等の電線類地中化の整備工事及び地域のまちづくり活動の支援を行う。

△事業地区 谷中1～5丁目、
上野桜木1・2丁目(83ha)

△事業期間 平成17年度～平成21年度

(33) (仮称) 上野広小路駐車場の整備 (P. 280)

24億7,162万円

(土木課)

副都心上野の都市機能を強化するため、公共駐車場を整備し、路上駐車減少、道路交通の円滑化、来街者の利便性の向上、地域の活性化を図る。

△建設箇所 上野二丁目～上野四丁目(中央通り、不忍通り)

△事業内容

- 敷地面積 約 5,400㎡
- 延床面積 約14,310㎡
- 規模 収容台数300台、地下2層、
鉄筋コンクリート造り
- 施設内容 機械式駐車場、入出庫口各1箇所、
直通階段3箇所、エレベーター1基
- 完成予定 平成20年度

●(34) 高齢者等家賃等債務保証制度 (P. 282)

20万円

(住宅課)

保証人が見つからない高齢者等(高齢者・障害者・ひとり親世帯)の入居支援のため、区と協定を結んだ民間保証会社が保証人

の代わりに家賃等の債務保証を行い、区が保証料の一部を助成する。

△助成額 保証料の2分の1 限度額2万円 初回のみ

7 教育費

● (35) 幼保一体化施設整備 (P. 287) 1, 323万円

(学務課)

平成18年10月施行の「就学前保育等推進法」に基づく「認定こども園」として、幼保一体化施設と子育て支援機能を備えた施設を整備し、就学前教育の充実を図る。

△整備予定地 旧済美小学校(台東区寿1-10-8)

△実施設計 平成19年度

△改修工事 平成20年度

△開設予定 平成21年4月

(36) 特別支援教育振興 (P. 288) 285万円

(学務課)

特別支援教育(平成19年度より今までの「心身障害教育」を改称)の振興と充実を図るため、新たに(仮称)支援委員会(医師、臨床心理士等で編成)を設置し、学校への支援体制を整える。

(37) 進路指導の充実 (P. 289) 197万円

(指導室)

中学生に職場体験学習として、区内の商店・企業等で仕事の体験をさせることにより、社会の一員としての自覚を促すとともに、

望ましい社会性や勤労観・職業観を育成する。

△対象 区立中学校 2年生

● (38) 学級サポーター制度 (P. 291)

3 2 4 万円

(指導室)

集団として授業を受ける態度が身につかないなどの学級内の問題が生じた場合の緊急対応として、必要性を判断のうえ、小学校の教員免許を有する者を一定期間配置する学級サポーター制度を創設する。

△対象 区立小学校

△期間 1日6時間、20日(状況により最長40日まで)

(39) 小学校特別教室エアコン整備 (P. 295)

1, 0 2 6 万円

(教・庶務課)

夏期における児童の健康面への配慮及び授業の効率化を図るため、区立小学校の特別教室にエアコンを計画的に整備する。

△設置計画 19年度 4校 22教室

20年度 9校 33教室

(40) スクールカウンセラー (P. 296)

3, 3 1 0 万円

(指導室)

児童を取り巻く諸問題に対応するため、平成16年度から実施している小学校のスクールカウンセラーの派遣を週2日配置へ増やし、児童や保護者の相談体制を充実する。

△対象 区立小学校

(41) (小学校・中学校) 自動体外式除細動器導入 (P. 299, P. 305)

283万円

(学務課)

全小・中学校に自動体外式除細動器(AED)を配置し、児童、生徒及び学校利用者などが心室細動などの重症不整脈等を起こした場合に、一次救命措置を施すことにより救命率の向上を図る。

(42) 下町台東の美しい心づくり (P. 313)

432万円

(青少年・スポーツ課)

「下町台東の美しい心づくり」推進方針に基づき、台東区の子どもの豊かな心を育むために、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、区民の『心の教育』への関心を高める運動などを実施する。

平成19年度はこれまでの区内6地区から全11地区へ実践地区を拡大し、現在実施しているあいさつ運動や地区学習会などの取組みをより一層充実させる。

また、「子どもの生活習慣の定着、生活リズムの向上」を目指し、有識者や地域の方々の意見や要望を聴く会議の設置、趣旨に沿った学習会や啓発活動を展開する。

△事業内容

- ・「下町台東の美しい心づくり」地区活動支援
- ・あいさつ運動
- ・声かけ運動
- ・学習会など
- ・子どもの生活リズム向上プロジェクト
- ・広報啓発活動（『早ね早おき朝ごはん』の取組み）など

(43) 図書、資料整備 (P. 315)**6, 0 1 7 万円**

(中央図書館)

区民の文化的教養を高めるとともに図書資料を通じた調査活動を支援する。さらに、こどもの読書活動を推進するため、小学校への貸し出し機会や図書の充実を図る。

| | | |
|-------|-------|--------------|
| △資料内容 | ・一般図書 | 1 2, 7 3 0 冊 |
| | ・児童図書 | 7, 9 5 0 冊 |
| | ・新聞 | 7 5 紙 |
| | ・雑誌 | 8 2 1 誌 |

(44) 池波正太郎記念文庫 (P. 316)**1, 3 0 1 万円**

(中央図書館)

池波正太郎氏の業績を称え、その魅力を広く紹介するため、氏に関する資料の収集・整理をするとともに、氏以外の時代小説についても収集・保存し、発展を図る。

池波氏と親交のあった文芸ジャーナリスト・文芸評論家・作家等による講演会（1回）・講座（6回）を開催し、氏および記念文庫のPRを図る。さらに、作品の舞台や遺愛品等を展示する企画展（4回）等も実施する。

| | |
|-------|----------------|
| △事業内容 | ・企画展の開催 |
| | ・講演会の開催 |
| | ・文学講座の開催 |
| | ・グッズの作成・販売 |
| | ・池波正太郎記念文庫報の発行 |

(45)生涯学習センター管理運営 (P.319) 2億3,212万円

(生涯学習課)

生涯学習センターの開館日を拡大し、区民サービスの充実を図る。

△新規開館日 第2・第4月曜日

△実施予定 平成19年4月

(46)東京都立浅草高等学校温水プール区民開放 (P.323)

3,058万円

(青少年・スポーツ課)

区民の誰もが身近なところで運動できる環境を提供するため、東京都立浅草高等学校(今戸1-8-13)の体育館棟地下1階温水プールを、学校教育上支障のない範囲で東京都教育委員会の使用許可を受け、区民に開放する。

△施設概要 25m×11m(5コース)

水深1.1m～1.3m

△利用期間 平成19年4月・平成19年11月1日～

平成20年3月31日(予定)

△利用時間 午前11時30分～午後9時(予定)

△対象 区内在住、在勤又は在学の方(小学生以上)

△利用料金 15歳以上 500円

(2時間) 14歳以下 200円

※満65歳以上の方、身体障害者等は5割減額

8 特別会計

(47) 【一般会計 (P. 190, P. 210) ・ 老人保健施設会計 (P. 256) ・ 病院施設会計 (P. 286)】

(仮称) 新台東病院等整備

15億3,812万円

(地域医療課)

23区初の区立病院として、高齢者の慢性期医療等を担う拠点病院を整備する。あわせて、老人保健施設、地域包括支援センターを設置し、病院と一体的に運営することにより高齢者の在宅生活を支援する。

平成19年度は、昨年9月に着手した新築工事を引き続き行うとともに、電波障害対策工事等を実施する。

△事業内容 新築工事、新築工事監理、電波障害対策工事等

△建設予定地 千束3丁目20番

△敷地面積 5,087.92㎡

△延床面積 17,328㎡

△規模 地上8階 地下1階

△施設概要

《病院》

病床数：120床(一般病床40床、介護療養病床80床)

診療科目：内科、整形外科、リハビリテーション科

眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科

《老人保健施設》

入所定員：150床(一般100床、認知症50床、うち

ショートステイ30床程度を含む)

通所リハビリテーション：1日40人

《地域包括支援センター》

△開設予定 平成21年4月

(48) 【介護保険会計】 マシンで筋力トレーニング教室 (P. 208)

479万円

(元気づくり課)

地域支援事業の一般高齢者施策として、介護予防のための筋力向上トレーニングにトレーニングマシンを利用することにより日常生活の動作改善及び運動習慣の定着を図る。

△開催場所 千束健康増進センター

● (49) 【介護保険会計】 頭と体の活性化教室 (P. 208) 235万円

(元気づくり課)

地域支援事業の一般高齢者施策として、介護予防のためのトレーニングに頭と体を活性化させるプログラムを取り入れた教室や指導員の講習後自主的にトレーニングマシンを利用し筋力向上を図る教室を実施し、自立性及び生活の質の向上等を目指す。

△開催場所

老人福祉センター、老人福祉館

● (50) 【介護保険会計】 身近な場所で楽しく体カアップ (P. 208)

135万円

(元気づくり課)

地域支援事業の一般高齢者施策として、心身の老化予防のための楽しい遊びや体操を取り入れ、さらに筋力向上のためトレーニングマシンなども利用しながら身近な場所で行う。

△開催場所 区民館4ヵ所

●(51)【介護保険会計】高齢者の外出促進 (P.209) 311万円

(保健サービス課)

家に閉じこもりがちで、運動する機会や人との交流の少ない高齢者に対し、定期的を開催する教室への参加を促し、いつまでも元気な生活を維持してもらうことを目的とする。

△事業内容

- ・開催場所 台東保健所及び浅草保健相談センター
- ・定員 各20人程度

(52)【介護保険会計】高齢者成年後見制度利用支援 (P.211)

82万円

(保健福祉課)

認知症や知的障害などにより本人の判断能力が不十分な65歳以上の高齢者で、親族がいない等の理由から成年後見の申立が困難な場合、区長が代わって審判請求をする。また助成制度として、必要経費を支払うことが困難な65歳以上の区民に対し、申立費用・後見人報酬の全部又は一部を助成する。

なお、新規の助成制度として、親族がいても生活困窮のため申立費用の支払いが困難な65歳以上の区民で下記の条件のすべてに該当する場合は、申立費用を助成する仕組みを創設した。

△助成対象者

被申立て人が区内在住であること

被申立て人及び親族が、住民税非課税世帯であること